

自然の恵みが人と地域を育み

市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄



2012 → 2016

新名寄市総合計画（第1次） 後期基本計画

【ダイジェスト版】



～ 市民との協働による将来像の実現に向けて ～

旧名寄市と旧風連町が合併して誕生した名寄市では、平成19年3月にまちづくりの指針となる「新名寄市総合計画（第1次）」を策定し、「協働」、「健康」、「生活」、「活力」、「人づくり」の五つの基本理念のもとに、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」を将来像に掲げ、各種の施策を展開してきたところでありますが、平成23年度で前期基本計画が終了することに伴い、新たに「後期基本計画」を策定いたしました。

近年の地方自治体を取り巻く情勢は、厳しい財政状況の中、地方分権の推進に伴い自主・自立が強く求められているほか、少子高齢化の進行や先行き不透明な経済情勢など、大きな変革の時代を迎えており、持続可能な自治体経営はもとより、地域の特性を活かした元気なまちづくりを推進するためには、発想の転換とこれまで以上に計画的かつ効率的な行財政運営が求められています。

今回策定した後期基本計画では、将来像をはじめとする基本構想を継承しながら、前期基本計画の点検及び社会経済情勢等の変化への対応を基本に見直しを行い、平成24年度から名寄市総合計画（第1次）の最終年度となる平成28年度までの5カ年の施策の方向性を示しています。

名寄市が誇る豊かな天塩川の恵みや先人が培った歴史・伝統・文化を大切な財産として、未来に誇れる郷土を創るために、人と人との結びつきを大切にし、市民一人ひとりが創造力を発揮して、地域が持つ「本物の豊かさ」を追求するものであります。

今後とも、市民の皆様と協働し、将来像の実現に向けて、後期基本計画の「五つの施策の柱」に基づき各種施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケートや各懇談会、パブリック・コメントなどにおいて貴重なご意見・ご提言をいただいた市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました総合計画策定審議会委員及び市議会議員の皆様、策定にご尽力いただきました関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

名寄市長 加藤 剛 士





「星・雪・きらめき 緑の里 なよろ」は、市民の皆さんに名寄市のイメージと新名寄市総合計画（第1次）が目指す将来像とまちづくりに関心を持っていただくためのキャッチフレーズです。“星・雪・きらめき”は、名寄市の豊かな自然環境のすばらしさやいきいきとした市民の姿を表しており、“緑の里 なよろ”は、天塩川の恵みに育まれてきた農業をはじめとする産業と人と人との結びつきを大切にして支え合い、一人ひとりが輝く名寄のまちを表しています。

目 次

I 総論

- 1. 計画の構成と期間 1
- 2. 名寄市のまちづくりの課題 1

II 基本構想

- 1. 基本理念 2
- 2. 将来像 2
- 3. 基本目標 3
- 4. 施策の体系 4

III 基本計画

- 基本目標 1 （市民参画・健全財政）
 - 市民と行政との協働によるまちづくり 5
- 基本目標 2 （保健・医療・福祉）
 - 安心して健やかに暮らせるまちづくり 7
- 基本目標 3 （生活環境・都市基盤）
 - 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり 9
- 基本目標 4 （産業振興）
 - 創造力と活力にあふれたまちづくり 13
- 基本目標 5 （教育・文化・スポーツ）
 - 心豊かな人と文化を育むまちづくり 15

IV 資料

- 想定される主な計画事業 18
- 用語解説 20

I 総論

1. 計画の構成と期間

新名寄市総合計画（第1次）は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、計画の期間を平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

■「基本構想」

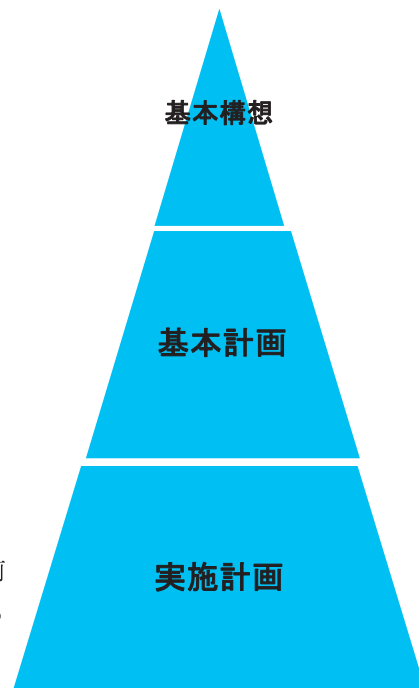
社会経済の動向などを展望しながら、本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定めて、その目標を実現するための分野ごとの基本的な方針を示します。

■「基本計画」

基本構想で示した各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を、分野ごとに具体的に示します。

ここでは、行政が主体になる施策に加えて、市民によるまちづくりや民間活動における誘導指針、また国・道などへの要望的な事項も盛り込みます。

なお、基本計画は前期計画（平成19年度から平成23年度）と後期計画（平成24年度から平成28年度）に区分します。前期計画は熟度の高い内容とし、後期計画は前期5年間における施策の進捗状況を総合的に点検し評価を行い定めます。



■「実施計画」

基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業の事業内容や事業期間などを定めます。

実施計画は、登載した事務事業の目的や目標達成度を明確にし、情勢の変化に対応するため3カ年の計画を毎年度見直すローリング方式*で進行管理を実施するとともに、行政評価システム*による点検と評価を行い、実効性を高めることを目指します。なお、計画期間は基本計画と同様とします。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
基本構想	基本構想									
基本計画	前期計画					後期計画				
	計画の策定の			後期計画の策定						
実施計画	前期計画					後期計画				
	計画の推進の			3カ年ローリング						
				3カ年ローリング				3カ年ローリング		
				3カ年ローリング			3カ年ローリング		3カ年ローリング	
				3カ年ローリング		3カ年ローリング			3カ年ローリング	
				3カ年ローリング		3カ年ローリング		3カ年ローリング		3カ年ローリング
年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

2. 名寄市のまちづくりの課題

- ① 市民と行政との協働*によるまちづくり
- ② 健康づくりと支えあいの福祉環境づくり
- ③ 安全・安心で暮らしやすい居住環境づくり
- ④ 特色ある産業の創造と活力づくり
- ⑤ 個性ある教育・文化・スポーツ環境づくり

II 基本構想

1. 基本理念

私たちは、次の5つを基本理念としてまちづくりを進めます。

協働

市民自治*、地域主権*の理念のもと、市民と行政が協働する地域自治組織を創設し、自立するまちを目指します。

健康

人と人との支え合い、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが生涯輝いていられるまちを目指します。

生活

豊かな緑を大切に、自然と調和した快適な生活環境を確保し、未来へとつなぐまちを目指します。

活力

地域の特性を活かしながら産業間連携を進め、自立的に発展する活力あるまちを目指します。

人づくり

生涯学習活動や文化活動を充実させ、市立大学などの地域資源*を活かした個性あふれるまちを目指します。

2. 将来像

基本理念を踏まえ、目指すべき将来像を次のように設定します。

自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄

天塩川の恵みや、美しい四季の自然と気候風土から培われた農業を基幹として発展してきた歴史や伝統と文化は、先人が残してくれた大切な財産です。

このことに畏敬の念を抱き、私たちは、未来に誇れる郷土をつくるために、人と人との結びつきを大切に、市民一人ひとりが創造力を発揮して、地域が持つ「本物の豊かさ」を追求するまちを目指します。



3. 基本目標

基本目標 1

市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、市民自治の制度的な仕組みづくりに努めていきます。

また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図り、コミュニティ[※]活動の推進、人権尊重、男女共同参画の推進に努めるとともに、情報通信技術を活用した市民サービスの向上を図ります。

さらに、行財政改革を推進し、行政評価、行政組織の見直しなど、厳しい財政事情や地方分権に対応した効果的・効率的な行政運営を進めます。

基本目標 2

安心して健やかに暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉)

市民の健康づくりを促進するとともに、どこにいても適切な医療が受けられるように地域医療の充実を図ります。

また、子どもがのびのびと育ち、女性が仕事を続けながら安心して子どもを産み育てられるよう、保育サービスの充実やひとり親家庭への支援、遊び場の確保など、子育て環境を整備します。

さらに、市民が互いに助け合う地域福祉社会づくりを進め、福祉・介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標 3

自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり (生活環境・都市基盤)

多彩な自然環境の保全を図るとともに、景観の整備や少子高齢化に対応した居住環境の整備、ごみの排出抑制・再利用や処理体制の整備など、生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災対策など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、市街地の計画的整備や道路・交通ネットワークの整備、雪に強い除排雪体制の確立に努めます。

基本目標 4

創造力と活力にあふれたまちづくり

(産業振興)

収益性の高い農業生産や農畜産物の加工・ブランド化[※]などを推進します。また、林業の育成や森林の活用に努めます。

さらに、魅力ある商店街づくり、農林業と商工業が融合した産業の振興を図るとともに、雇用の安定向上に努め、自然体験型観光・農業体験など地域の特性を活かしたメニューを充実していきます。

基本目標 5

心豊かな人と文化を育むまちづくり

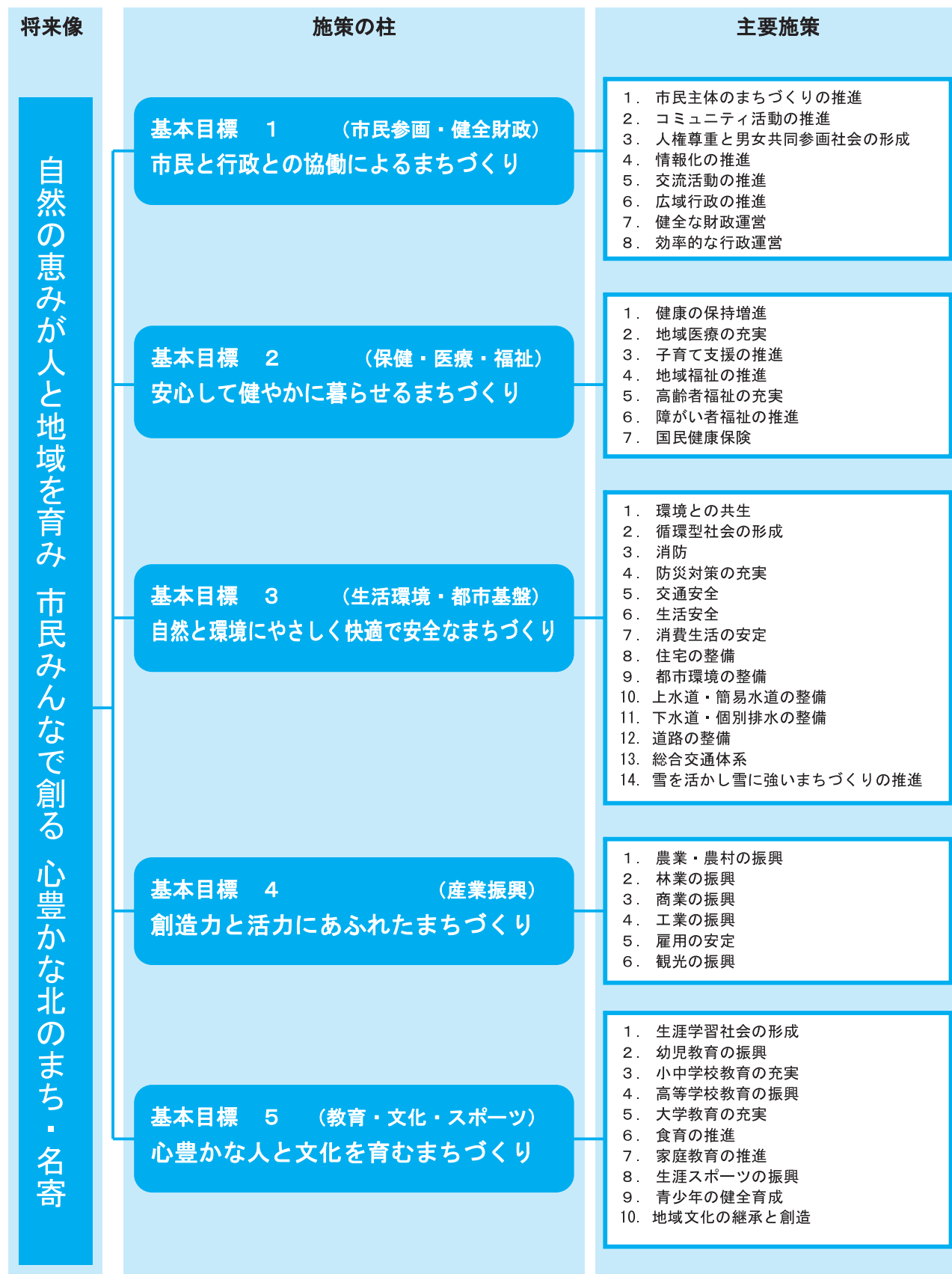
(教育・文化・スポーツ)

子どもたちの学ぶ意欲を育み、将来を担う人材の育成を図り、市立大学を市民の共有財産としてその施設・機能を最大限活用するとともに、幼稚園や保育所から大学までの連携を一層深め、生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができる生涯学習環境の整備に努めます。

また、年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進、地域文化の伝承と創造を積極的に進めます。

4. 施策の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標（施策の柱）と施策の体系を次のとおり設定し、総合的かつ計画的な施策展開をします。



III 基本目標

基本目標 1

市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

①市民主体のまちづくりの推進

■市民参画と協働の促進

■広報・広聴活動の充実と情報公開

- ◆市民が中心となってまちづくりを進めるため、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を推進します。
- ◆市民主体のまちづくりを推進するため、パブリック・コメント*の推進と新たなまちづくりの仕組みを創設します。
- ◆広報・広聴活動や情報公開を積極的に行い、透明性の高い公平・公正な行政運営を行います。

②コミュニティ活動の推進

■コミュニティ活動の活性化

- ◆住みよい地域社会を築くためにその基盤である町内会などの活動を支援します。
- ◆地域コミュニティ*活動の拠点となる会館の整備を支援します。
- ◆住民の最も身近な自治組織である町内会など、既存の地域コミュニティのあり方を検討し、区域再編など組織の強化育成に努めます。
- ◆誰もがボランティア活動に取り組むことができる体制づくりやNPO活動に関する相談窓口の充実を図ります。

③人権尊重と男女共同参画社会の形成

■人権教育・啓発活動の推進

■男女共同参画社会の推進

- ◆広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図り、人権教育、人権啓発活動を推進します。
- ◆男女共同参画社会の実現に向けた推進計画の実効性を高めることや条例の制定を目指し、さらなる市民意識の高揚を図るなど、総合的な施策の推進に努めます。

④情報化の推進

■高度情報化の充実

■情報通信基盤の活用

- ◆国は、21世紀の社会課題を解決するためにICT*を積極的に利活用する段階に移行して行くことを重要戦略としています。地域情報化の施策では「地域プラットフォーム*」の構築と活用を掲げ、より高度で住民の利便性の高い「ワン・ストップサービスの提供」を目指しています。
- ◆本市においては、現在稼働している各種システムを活用した住民サービスの継続提供と、住民の利便性を高める行政事務の効率化を主体とした事業を計画的に進めます。

⑤ 交流活動の推進

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進
- 交流居住の推進

- ◆ 国内、国際交流に係る民間団体との連携により交流活動を推進し、これからのまちづくりに必要な国際化に対応できる人材を育成するため、今後も市民が主体となったさまざまな交流活動を支援します。
- ◆ 移住、定住の促進に必要不可欠である名寄の情報発信に努めるとともに、移住への第一歩である短期間の移住体験などについて、民間事業者との協力・連携を図り推進します。

⑥ 広域行政の推進

- 協力体制の強化
- 圏域市町村の振興

- ◆ 上川北部地区広域市町村圏*の中心都市として、さらには、定住自立圏構想*における中心市*として、広域的な視点で関係市町村との連携・協力を強め、圏域の総合的な振興発展に努めます。

⑦ 健全な財政運営

- 財政の健全性の確保
- 財政運営の効率化

- ◆ 市民にわかりやすい財政情報を公表するとともに適切な事業選択と公債管理を行います。
- ◆ 適正な受益と負担に基づき、安定的に住民サービスを提供できる弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。
- ◆ 地方分権が進み、地方の自立がより求められ、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するために、市民に提供するサービスの範囲と地域・市民の役割の調整を図ります。

⑧ 効率的な行政運営

- 計画行政の推進
- 職員の適正配置と計画的な定員管理
- 職員の能力向上
- 民間活力の活用
- わかりやすい市役所づくり

- ◆ 行財政改革推進計画を推進し、市民参画による総合計画の推進管理を行い、行政評価システムの確立と活用により市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。
- ◆ 定員適正化計画に基づき、職員の適正配置と計画的な定員管理を推進します。また、職員の意識改革を図り、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の養成を推進します。
- ◆ 社会経済情勢の変化に対応するため公共サービスのあり方を検討し、民間活力を積極的に導入・活用して質の高い行政サービスの提供を目指します。
- ◆ 事務手続きの簡素化や利便性を図り、親しみやすい窓口づくり、わかりやすい市役所づくりを目指します。また、既存庁舎のバリアフリー*化を進め、利用しやすい施設を目指します。

基本目標 2

安心して健やかに暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉)

①健康の保持増進

- 健康づくりの推進
- 母子保健事業の推進
- 感染症予防の推進

- ◆「自分の健康は自分で守る」という健康意識を高め、広く市民を対象に健康に関する正しい情報提供や知識の普及啓発に努めます。
- ◆名寄市健康増進計画「健康なよろ21」に基づき、年代別に生活習慣病予防を重視した健康づくりを推進します。
- ◆子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠期から一貫した母子保健事業の充実を図ります。

②地域医療の充実

- 地域医療機関相互の連携強化
- 診療基盤と経営基盤の強化

- ◆地方の医療機関が増えない現状で地域医療の充実を推進していくためには、現有の医療資源を最大限に活用する必要がありますので、プライマリケア*を担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う東病院が医療機能の分担と病診連携を推進します。
- ◆名寄市高齢者保健医療福祉計画に掲げられている「プライマリケアの推進」「在宅医療・終末期医療の推進」「救急医療体制」の整備を推進します。
- ◆市立総合病院は、道北における地域医療の拠点施設としての役割を果たすために、医師の招聘(へい)、薬剤師・看護師などの人材確保に向けた活動や体制整備を推進します。

③子育て支援の推進

- 子育て支援施策の整備・拡充
- 障がい児福祉の充実

- ◆就業形態の多様化、女性の社会進出、国の制度の変化などで保育要望も複雑・多様化しています。名寄ひまわり子育てプラン「ここで育て、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」に基づき、さまざまな保育需要にも対応できるよう施策の充実を図ります。特に休日保育のニーズの把握をするとともに、保育内容の充実や保育士の資質の向上に努めます。また、待機児童については、今後も出さないことを基本にします。
- ◆食育、児童虐待防止、ひとり親家庭の問題については、市立大学やボランティア団体をはじめ、関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守るとともに、子どもを主体とした施策を推進します。
- ◆名寄市総合療育センターにおける、児童デイサービスセンターと子ども発達支援センターの充実を図ります。

④地域福祉の推進

- 地域福祉活動の普及啓発
- 福祉のまちづくりの推進
- 推進体制の充実
- 低所得者福祉の充実

- ◆少子・高齢化が急速に進行する中で、誰もが安心して地域で暮らせるよう、市民一人ひとりがお互いに支え合う福祉社会を目指し、「福祉の心」の醸成と地域福祉の充実に努めます。
- ◆地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員への支援や各種福祉団体などが行う福祉活動の育成に努めます。
- ◆NPO法人など民間活力の導入や育成による福祉活動の推進に努めます。

⑤高齢者福祉の充実

- 高齢者の自立促進
- 介護予防事業の推進
- 介護保険サービスの充実
- 施設整備の推進

- ◆高齢者の自立に向けた生きがい対策や生活支援事業を推進します。
- ◆地域包括支援センターにおいて、介護予防事業や高齢者の相談対応などの総合相談支援業務を推進します。
- ◆高齢者の生活状況やニーズの把握など、調査に基づいた介護保険事業計画を策定し、各種事業を計画的に推進します。
- ◆在宅で日常生活を営むことに配慮しつつ、緊急時における地域住民との支援体制を確立するなど、住み慣れたこの地で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

⑥障がい者福祉の推進

- ノーマライゼーション思想の普及
- 福祉サービスの充実
- 就労支援の充実
- 生活環境等整備の充実

- ◆「ノーマライゼーション※」と「リハビリテーション※」の理念を基本として、具体的な方策については「第2次名寄市障がい者福祉計画（平成20～平成29年度）」と整合性を図るとともに、3年ごとに見直される「名寄市障がい福祉実施計画」に、本市に必要な障がい福祉サービス量などを盛り込みます。

⑦国民健康保険

- 国民健康保険事業の運営

- ◆加入者の健康に対する意識の向上を目指して保健事業の充実を図るとともに、国民健康保険事業の長期安定運営と健全財政の維持を基本に推進します。

基本目標 3

自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

(生活環境・都市基盤)

①環境との共生

- 環境の保全
- 良好な環境づくり

- ◆良好な自然環境の保全、環境汚染の防止など環境への配慮を行うとともに、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的な施策を進めます。
- ◆また、快適で衛生的な市民生活を堅持するため、各種施設の計画的な維持管理を行い、ゆとりとやすらぎのある環境空間をつくります。

②循環型社会の形成

- 3R運動の推進
- 廃棄物の適正処理
- 環境美化の推進

- ◆環境負荷^{*}の少ない社会を構築するには、市民、事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要不可欠です。
 - ◆「容器包装の分別収集の取り組み」「資源物の分別排出や収集体制の構築」「廃棄物の適正処理」を行うことによって、ごみの減量化、物質循環の推進、最終処分場や他の施設の適正な運営を図ります。
- さらに、環境の美化意識の向上は、私たちが暮らす住みよいまちづくりにつながります。

③消防

- 消防組織体制の充実強化
- 消防施設及び消防装備の整備
- 防火対策の推進

- ◆地域防災の要として、住民ニーズに迅速・的確に対応できる組織・出動体制の整備を図ります。
- ◆消防活動及び救急・救助活動、安心できる予防体制を整備し、将来を見据えた消防行政の推進に努めます。

④防災対策の充実

- 地域防災計画の推進
- 治山・治水

- ◆防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行うなかで効果的・計画的な防災対策を実施します。
- ◆急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りに対しては、住民の生命や身体に危害を及ぼすと想定される地域に、危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。
- ◆治水事業は、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

⑤交通安全

- 交通安全意識の高揚
- 道路交通環境の整備
- 冬期の交通安全の確保

- ◆本市をはじめ市内の交通安全機関・団体などで構成する名寄市交通安全運動推進委員会を中心として、各関係機関との連携のもと、交通事故のないまちづくりに向け、交通安全意識の普及啓発に努めます。
- ◆交通安全指導員などを中心とした街頭指導・交通事故防止に向けた資材配布など、交通安全運動を生涯学習活動と位置づけ、家庭・学校・職場・地域で幼児から高齢者まで、体系的に教育活動を実施します。
- ◆モラルの低下が問題となっているなか、事故の責任は自らにあることの認識を広めるため、交通ルールに対する思想の確立を図ります。

⑥生活安全

- 生活安全意識の高揚
- 関係機関・団体との連携強化
- 安全対策

- ◆犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全を確保するため、関係機関・団体などとの連携を密にするとともに適切な情報の提供に努めます。
- ◆地域に密着した対策の強化を図るとともに防犯意識の高揚、防犯灯の設置など、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

⑦消費生活の安定

- 消費者利益の擁護
- 消費者啓発の推進
- 物価の動向調査

- ◆規制緩和により消費者の選択肢が拡大し、消費者の自立が求められるなか、消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。
- ◆被害やトラブルを未然に防止するため、消費者センター機能を強化し、消費者教育、情報提供、団体活動の支援など総合的な消費生活の安定を目指します。

⑧住宅の整備

- 公営住宅建て替え促進
- 公営住宅の改善整備
- 民間住宅の整備促進
- 住宅マスタープランの見直し及び推進

- ◆少子高齢化に対応した居住環境の整備を推進します。
- ◆公営住宅等長寿命化計画に基づき既存住宅ストックの有効活用と安定供給を図ります。
- ◆時代背景に対応した住宅マスタープラン*の見直しを行い、適正な公営住宅の供給を促進します。
- ◆官民協働によるまちなか居住(借上・買取公営住宅)の推進及び住宅セーフティネット*の構築を図ります。

⑨都市環境の整備

- 都市計画制度の推進と適正な管理
- 美しい市街地の形成
- 公園の管理・整備事業

- ◆都市としての持続的な発展や成長を形成するため、都市計画マスタープラン*に基づいて計画的に事業を推進し、住む人にも訪れる人にも快適で魅力のあるまちを創出します。
- ◆日常生活に癒しと潤いが感じられるような環境をつくるため、まち並み・景観の誘導や自然景観・文化的な景観の保全を推進するなど、個性的で美しい市街地の形成を進めます。
- ◆人々が集い楽しめる中心市街地を形成するため、複合交流街区の誘導を図り、賑わい拠点にふさわしいまち並み形成と商業、医療、保健、文化、交流、居住などの多様な機能を集積した中心性や求心性の高い施設計画を進めます。
- ◆人々が賑わい、交流の場となるような公園にするため、公園長寿命化計画に基づき計画的な再整備を行います。維持管理については、民間企業や社会福祉事業団体への委託を促進するとともに、町内会などとの協働を推進します。
- ◆安全かつ良好で住みやすい都市を築くため、既成市街地における防災対策や耐震化の向上による災害に強いまちづくりを進めます。

⑩上水道・簡易水道の整備

- 安定供給の確保
- 水質の向上

- ◆水道未普及地域の解消を目指すとともに、安定した水道水の供給と安全でおいしい水道水を提供します。また、健全経営を維持するために、有収率の向上に努めます。
- ◆震災などの災害時にも対応できるよう、耐震性に優れた水道施設を整備し、防災体制の確立を図るとともに、ライフラインとしての機能の向上を推進します。

⑪下水道・個別排水の整備

- 施設の整備
- 施設の維持管理
- 資源の有効利用
- 合併浄化槽の設置

- ◆公共下水道・個別排水処理施設整備事業などの継続事業を積極的に推進することに努め、生活排水施設の総合的な整備を行うことで、清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

⑫道路の整備

- 広域幹線道路の整備
- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 市道の維持事業
- 道路維持機械整備事業
- 橋梁の整備

- ◆ 国道・道道は、道路整備の促進や公共施設整備に併せて必要な要望・要請を継続します。
- ◆ 生活道路など市街地内道路舗装率について、前期計画での進捗率は当初計画より遅れていますが、市民の道路整備に対する不満度が高いことから、今後10年も10%の舗装率向上を見据え、後期計画において5%向上を目標に整備を進めます。

⑬総合交通体系

- 高速交通体系の確立
- 公共交通機関の整備・確保と利用促進

- ◆ 北海道縦貫自動車道の早期建設、宗谷本線の完全高速化や利便性の向上、多様性のある高速交通ネットワークの形成に取り組みます。また、高齢者や子どもなど交通弱者に対する対策はもとより、市民生活の利便性を高めるため、利用しやすい交通拠点施設の整備や公共交通機関の充実を図ります。

⑭雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

- 冬の安全安心な道路空間の確保
- 市民と協働による雪対策の確立
- 利雪親雪文化の創造と推進

- ◆ 除排雪事業は、除排雪用大型機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。
- ◆ 住宅周りなど身近な除排雪は、市民との協働で総合的な除排雪体制を確立するとともに、除排雪助成事業の推進に努めます。
- ◆ 冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。
- ◆ 誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。
- ◆ 雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

基本目標 4

創造力と活力にあふれたまちづくり

(産業振興)

①農業・農村の振興

- 収益性の高い農業経営の確立
- 多様でゆとりある農業経営の促進
- 農業担い手の育成と確保
- 環境と調和した農業の促進
- 豊かさや活力ある農村の構築

- ◆農業基盤及び農業施設の整備・保全、土づくりなどの生産基盤の一層の推進と試験研究体制の充実、農業支援、担い手育成などを図り、農業生産体制の持続的発展に努めます。
- ◆農業団体との連携による営農指導体制の強化を図り、生産技術の向上、産地化、特産化、高付加価値化、クリーン農業※の推進及び家畜排泄物、農業廃棄物の適正処理に努め、環境保全型農業を目指します。
- ◆食育・地産地消を推進するとともに、体験農業、都市と農村の交流を促進しグリーンツーリズム※の拡大に努めるなかから、集落のコミュニティ機能の維持向上を図り、多面的機能の保全に努めます。

②林業の振興

- 森林利用の促進及び緑資源の確保
- 森林施業の計画的推進
- 木材生産体制の整備拡大

- ◆森林整備水準の向上を図り、森林の有する多面的機能の発揮に努めます。
- ◆地域林業システムの形成や地域材の産地化・銘柄化に努め、林業の生産性の向上を目指します。

③商業の振興

- 商業の活性化
- 商業経営基盤の強化
- 商業団体の支援強化
- 金融の円滑化
- 流通機能の強化

- ◆中心市街地商店街、各地域商店街の組織充実及び商店街の整備を進めるとともに、積極的に情報の発信を行い、駅前拠点施設を核として商店街振興を充実するため、減少した購買力と賑わいを戻すなど、魅力ある商店街づくりを目指します。
- ◆中小企業などの経営基盤の強化をはじめ、経営革新や後継者による第二創業を含めた起業に対して支援を強化します。
- ◆農林業との連携による地場産業の活性化を図り、生鮮食料品の安定供給のため物流システムの効率化や流通の要である市場機能の充実に努めます。

④工業の振興

- 地場企業の支援・強化
- 企業立地の推進
- 技術開発の支援

- ◆経営基盤の強化、経営の安定化を図り、地場企業の成長や地域経済の活性化を推進します。
- ◆地場既存企業の体質強化と近代化、産学官及び産業間連携、起業及び新産業の創出などを促進します。
- ◆農林業との連携により地域の資源、気象条件、人材を活用した技術開発を進め、産業集積をしながら企業誘致を推進します。

⑤雇用の安定

- 雇用の安定と確保
- 労働条件の改善
- 福利厚生の実施
- 雇用能力開発
- 勤労者の地位向上

- ◆産業振興施策と一体的に推進し、関係機関と連携しながら雇用の確保と拡大に関する支援、就職に対する情報提供や労働相談の実施、能力開発や技術習得機会の提供を図り、地元就職と定住促進に努めます。
- ◆労働条件の向上促進と勤労者が健康で安心して働ける環境づくり、労働福祉全体の向上に努めます。

⑥観光の振興

- 観光開発
- 観光事業の実施
- 観光誘致宣伝

- ◆観光振興計画に基づき、既存観光資源の保全・有効活用を推進するとともに、天文台・映画撮影ロケのきっかけとなったひまわりなどの新たな観光資源の発掘に努め、体験型・滞在型観光の振興を推進します。
- ◆観光の振興は、地域を活性化させる大きな効果が期待されます。自然・スポーツ・文化的な観光資源を活用し、広域での連携を強化します。



基本目標 5

心豊かな人と文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

①生涯学習社会の形成

- 生涯学習推進計画の策定
- 文化活動拠点施設整備
- 生涯学習プログラムの整備と学習への支援
- 天文観測を活かしたまちづくり事業

◆全ての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、総合的な生涯学習推進体制の整備のもと生涯学習関連施設の整備・充実を図るとともに、人材の確保及び情報提供体制の充実、特色ある生涯学習プログラムの整備を進め、多様な学習機会の提供に努めます。

②幼児教育の振興

- 就園の奨励
- 小学校との連携

◆希望する全ての子どもたちが幼児教育を受けられるように、保護者などのニーズに応えた施策の推進に努めます。また、小学校との日常的な連携を緊密にし、小学校教育への円滑な接続・移行に努めます。

③小中学校教育の充実

- 教育環境の整備
- 教育内容の充実
- 健康教育と安全確保

◆教育効果を高めるために小中学校の適正配置及び通学区域再編の検討を進め、計画的な学校施設の整備に取り組みます。また、確かな学力の向上など「生きる力」の育成に努めるとともに、新しい時代に対応した学校教育の充実に努めます。

④高等学校教育の振興

- 就学機会の確保

◆社会情勢や高等学校教育のあるべき姿を見据え、関係機関との連携を図りながら魅力ある高校づくりに向けた市民ぐるみの支援体制を強化し、就学機会の確保に努めます。

⑤大学教育の充実

- 校舎及び環境等整備事業
- 大学を活かしたまちづくりの推進
- 地域との連携
- 大学の評価

- ◆地域性を重視した大学として、施設及び設備の整備・充実に努めます。
- ◆地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できる教育研究の蓄積に努めます。
- ◆地域の生涯学習の拠点となりうる高等教育機関を目指します。

⑥食育の推進

- 地域における食育推進
- 学校における食育指導
- 農業・商業分野における食育推進

- ◆市民一人ひとりが「食」についての意識を高め、安全で望ましい食習慣を実践することで心身の健康を増進するとともに、「地産地消」を推進し、豊かな食文化の継承及び発展に寄与する名寄市食育推進計画に基づき、食育*の推進に努めます。

⑦家庭教育の推進

- 家庭と地域の教育力の向上
- 子ども会育成連合会との事業連携と施設のネットワーク化

- ◆家庭・学校・地域社会、関係機関が連携・協力し合い、子どもの豊かな心を育む「心の教育」を推進するとともに、会話や絆の強化などを通して、心を伝え合う家庭のあり方を模索する家庭教育の推進に努めます。

⑧生涯スポーツの振興

- スポーツ施設の整備
- スポーツ振興事業

- ◆市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、相互の交流を深め、健康維持ができるようスポーツ施設の整備・改修や管理運営の充実に図ります。
- ◆スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・各種スポーツ大会の支援・充実などを名寄市体育協会と協力して進めます。
- ◆スポーツ情報の収集・提供に努めます。

III 基本計画

⑨ 青少年の健全育成

■ 青少年健全育成事業

■ 子育て支援の推進

◆ 家庭・学校・地域・行政が一体となった青少年健全育成体制を整備し、健全な社会環境づくりの活動を推進するとともに、体験交流活動や社会活動への参加を促進し、団体や指導者の育成に努めます。

⑩ 地域文化の継承と創造

■ 文化大ホールの整備

■ 芸術文化振興事業

◆ 文化施設の整備、団体育成や文化・芸術鑑賞会及び発表会の充実を図るとともに、活動の活性化などを促進する総合的な環境整備に努めます。

◆ 有形・無形の貴重な文化財などの調査や保存及び活用を図り、歴史・文化に親しむ場や機会の提供に努めます。



想定される主な計画事業（後期計画）

項目	主要施策名	個別事業名	事業内容	新規継続
基本目標 I 市民と行政との協働によるまちづくり				
	効率的な行政運営	智恵文支所施設整備事業	ボイラー、配管等の更新	新規
基本目標 II 安心して健やかに暮らせるまちづくり				
健康の保持増進	生活習慣病予防等活動	健康相談、健康教室、健康管理システム機器更新		継続
	母子健康支援事業	妊婦一般健康診査、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診		継続
	感染症対策事業	高齢者へのインフルエンザ・肺炎球菌予防接種、乳幼児へのポリオ、MRワクチン等の各予防接種		継続
地域医療の充実	市立総合病院精神科病棟改築整備事業	精神科病棟改築及び駐車場整備		継続
子育て支援の推進	認定こども園運営事業の支援	認定こども園運営支援		継続
	乳幼児等医療給付事業	未就学時を対象とした医療費の助成		継続
地域福祉の推進	社会福祉協議会運営支援事業	地域福祉活動に対する一部助成		継続
高齢者福祉の充実	除雪サービス事業	除雪困難な世帯への除雪助成券の発行等		継続
	通所型介護予防事業	通所による特定高齢者への運動器機能向上プログラム等の実施		継続
	訪問型介護予防事業	通所が困難な特定高齢者宅へ訪問し、相談・指導		継続
障がい者福祉の推進	グループホーム、ケアホームの設置促進	地域生活への移行を促進するため、社会福祉法人等が整備するケアホーム・グループホームの新築及び改修に対する補助		継続
	重度障害者ハイヤー料金助成事業	通院等のために市内で利用するハイヤー基本料金を助成することで、障害者福祉の推進を図る		継続
基本目標 III 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり				
循環型社会の形成	資源集団回収奨励金事業	資源回収団体への奨励金、回収業者への交付金		継続
消防	消防・救急無線デジタル化事業	消防・救急無線デジタル化		新規
防災対策の充実	普通河川の維持整備事業	普通河川の立木伐採及び土砂堆積処理		継続
交通安全	道路中央線（白線）等改修事業	市道中央線等の改修、補修		継続
住宅の整備	北斗・新北斗団地建替事業	北斗建替、新北斗改善		継続
	木造住宅の耐震改修等補助事業	耐震診断・耐震改修工事補助		継続
都市環境の整備	公園長寿命化修繕計画策定事業	遊具更新、公園維持管理31公園		継続
上水道・簡易水道の整備	上水道第2期拡張事業	区域拡張、統合の配水管整備		継続
下水道・個別排水の整備	個別排水処理施設整備事業	合併処理浄化槽設置 36基		継続
道路の整備	市街地の道路整備（生活道路）	道路改良舗装 22路線 L=7.0km		新規継続
	郊外地の道路整備（幹線道路）	道路改良舗装 5路線 L=5.6km		新規継続

IV 資料

想定される主な計画事業（後期計画）

項目	主要施策名	個別事業名	事業内容	新規 継続
----	-------	-------	------	----------

基本目標 III 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり				
	総合交通体系	都市再生整備計画事業 なよろ地区 コミュニティバス試験運行事業	実証試験運行、試験運行車両導入	継続
	雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	道路除排雪事業（排雪ダンプ助成・市道及び私道ほか除排雪助成）	排雪ダンプ助成、市道・私道除排雪助成、風連市街地区国道・道道排雪助成	継続

基本目標 IV 創造力と活力にあふれたまちづくり				
農業・農村の振興		農業振興資金融資事業	振興作物導入に要する資金等の融資	継続
		農業担い手支援事業	就農時に必要な運転資金や初期投資等に対する助成、新規就農後5年を経過した就農者への奨励補助	継続
		有害鳥獣駆除対策事業	有害鳥獣農業被害防止対策協議会への補助	継続
		食肉センター改修事業	食肉センター施設改修	継続
商業の振興		商店街等活性化事業	魅力的な商店街づくりに対する補助	継続
		（仮称）複合交通センター整備事業	バスターミナル、情報・特産コーナー等の施設建設	継続
		中小企業経営等融資事業	中小企業への融資	継続
工業の振興		企業立地促進事業	地場既存企業による工場等新設または増設に対する助成、工場等を新設・増設した企業に対する助成	継続
雇用の安定		季節労働者支援事業	季節労働者の雇用促進に対する補助	継続
		人材開発センター活用促進事業	人材開発センター運営協会が行う事業への補助	継続
観光の振興		なよろ温泉整備事業	サンピラー温泉改修	後期
		観光事業推進団体支援事業	観光協会負担金	継続
		観光振興事業	観光振興事業の展開	新規

基本目標 V 心豊かな人と文化を育むまちづくり				
小中学校教育の充実		名寄市内小学校改築事業	校舎・屋体改築・グラウンド整備	後期
		外国青年（外国語指導助手）招致事業	英語圏の外国人を招致し、各小中学校へ派遣（2人）	継続
		教育改善プロジェクト推進事業	子どもの知・徳・体を育てるプロジェクト事業	新規
大学教育の充実		図書館・講堂整備事業	図書館・講堂新築鉄筋コンクリート3階建	後期
生涯スポーツの振興		名寄ピヤシリシャンツェ整備事業	ファン式人工降雪機ほか	継続
		スポーツセンター設備改修事業	トレーニング室器具更新ほか	新規
地域文化の継承と創造		（仮称）市民ホール建設事業	（仮称）市民ホール建設	継続
		市民協働による芸術文化発信事業	（仮称）市民ホールの有効活用と芸術文化発信	新規

用語解説

P 1

※ローリング方式

長期的な計画は、さまざまな情勢の変化に対応して推進するため、毎年、実施計画について確認・点検・見直し作業を行うこと。

※行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

※協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

P 2

※市民自治

市民が地方自治の主権者であり、まちづくりや問題解決の主体であるとする考え方。

※地域主権

行政主導ではなく、地域が自らの意思でまちづくりを進める考え方。

※地域資源

ここでいう地域資源とは、名寄市立大学やなよろ市立天文台、ピヤシリスキー場、道立サンピラーパークなど、名寄市特有の教育・文化・スポーツ施設を指している。

P 3

※コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団のこと。

※ブランド化

イメージ、信頼感、高級感など他の商品と差別化を図ること。

P 5

※パブリック・コメント

市の重要な政策や計画、市民に義務を課し権利を制限する条例等について、広く市民から意見や情報を頂くもの。

※地域コミュニティ

町内会、自治区など、地縁的な関係で形成されている共同体のこと。

※ICT

情報通信技術（Information and communication Technology）。情報・通信に関する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として定着している。

P 5

※地域プラットフォーム

地域情報プラットフォームともいい、各自治体が保有する各種システムを「情報システムの標準化」により、システム同士を連携させ、業務処理の連携、データ共有を可能とする理念に基づいた国の構想をいう。

P 6

※上川北部地区広域市町村圏

昭和46年、圏域の均衡ある発展を目的に設立。現在の構成は、名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町の2市6町1村。

※定住自立圏構想

地方圏からの人口流出を防ぐために創設された、国の新たな広域連携の施策。

一定の都市機能を有する中心市とその機能を利用する近隣の市町村が連携・協力し、それぞれが持つ地域資源を活用して、暮らしに必要な生活機能を全体で確保することで地域の活性化と定住の促進を図る施策。

※中心市

圏域の中心的な役割を担うことを宣言した都市。

※バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

P 7

※プライマリケア

「初期診察」、「かかりつけ医」

P 8

※ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

※リハビリテーション

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

P 9

※環境負荷

人が自然環境に与える負荷のこと。

P10

※住宅マスタープラン

地方公共団体の区域における住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理し、住宅政策の将来の目標やあるべき姿を定める計画。

※住宅セーフティーネット

官民間問わず所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組みのこと。

P11

※都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。

P13

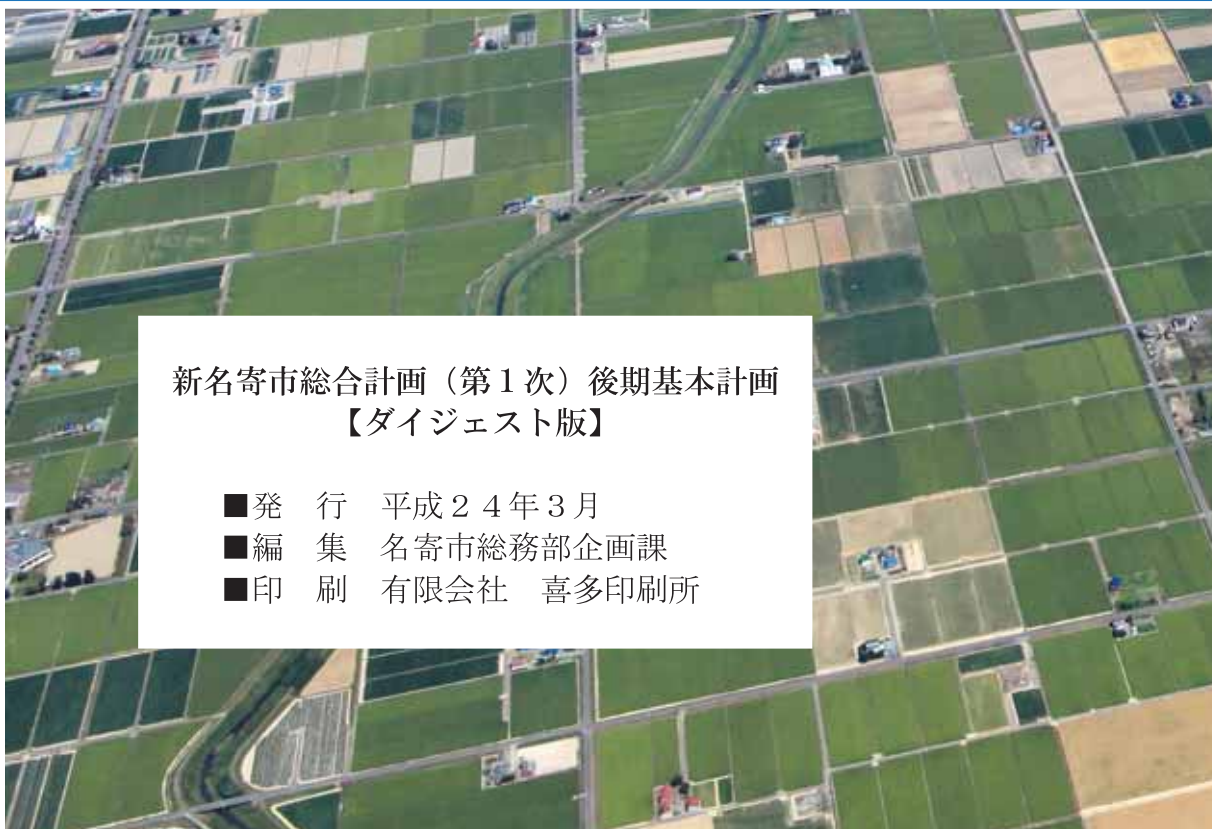
※グリーンツーリズム

農産漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。

P16

※食育

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などを目的に、自らの食について考えたり、食に関する知識や選択する判断力を学び、健全な食生活を実践できる人間を育てること。



新名寄市総合計画（第1次）後期基本計画
【ダイジェスト版】

- 発行 平成24年3月
- 編集 名寄市総務部企画課
- 印刷 有限会社 喜多印刷所